

○沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程

(平成16年9月14日)

[沿革] 平成19年5月16日改正

平成21年11月18日改正

平成27年1月21日改正

平成30年11月21日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院学則（平成16年沖縄県規則第23号）第6条第3項の規定に基づき、沖縄県立看護大学大学院研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、研究科長及び研究指導教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と定めたときには、委員会の構成員に大学院を担当する教授、准教授、専任の講師及びその他の職員を加えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号及び第2号に関する事項のうち、後期課程に関する事項については研究科長及び後期課程の研究指導教員をもって構成する。

(審議事項)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 大学院学則及び大学院諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 大学院教員の人事に関すること。
- (5) 学生の表彰、懲戒及び除籍に関すること。
- (6) 大学院の教育課程の編成に関すること。
- (7) 大学院の自己点検・評価に関すること。
- (8) その他大学院の教育研究に関する重要なこと。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときには、あらかじめ研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

3 委員会は、原則として、毎月1回定例に開催する。

4 研究科長は、構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に委員会を招集しなければならない。

(定足数及び議決方法)

第5条 委員会は、構成員(休職及び育児休業中の者を除く。)の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者を議会に出席させ意見を聴くことができる。

(各種委員会)

第7条 委員会に各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会に関し必要事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 委員会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、次回開催の委員会に議決の要旨を報告する。

3 議事録は、議長が保管し、構成員の要求があるときには、これを提示しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、議長の指揮を受け、事務局長がこれに当たる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年9月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月21日から施行する。